

改 正 後

目次

第一章 「略」

第二章 積載の制限外許可等（第八条—第九条の二）

第二章の二 自転車に関する基準（第九条の二の二—第九条の四）

第二章の三～第九章 「略」

附則

（作動状態記録装置による記録の保存）

**第九条の二** 法第六十三条の二の二第二項に規定する作動状態記録装置による記録は、当該作動状態記録装置において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添百二十三「作動状態記録装置の技術基準」三・三・一・に規定する期間保存しなければならない。

（普通自転車の大きさ等）

第九条の二の二 「略」

（普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害）

第九条の二の三 「略」

（普通自転車の型式認定）

第三十九条の五 「略」

2 前項の認定は、自転車の大きさ及び構造が第九条の二の二に定める基

改 正 前

目次

第一章 「同上」

第二章 積載の制限外許可等（第八条—第九条）

第二章の二 自転車に関する基準（第九条の二—第九条の四）

第二章の三～第九章 「同上」

附則

〔条を加える。〕

（普通自転車の大きさ等）

第九条の二 「同上」

（普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害）

第九条の二の二 「同上」

（普通自転車の型式認定）

第三十九条の五 「同上」

2 前項の認定は、自転車の大きさ及び構造が第九条の二の二に定める基

準に適合し、かつ、当該自転車に備えられた制動装置が第九条の三に定める基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3  
〔略〕

備考 表中「」の記載は注記である。

適合し、かつ、当該自転車に備えられた制動装置が第九条の三に定める基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3  
〔同上〕